



トピックス

## 法改正を含めた年収の壁を整理してみよう!

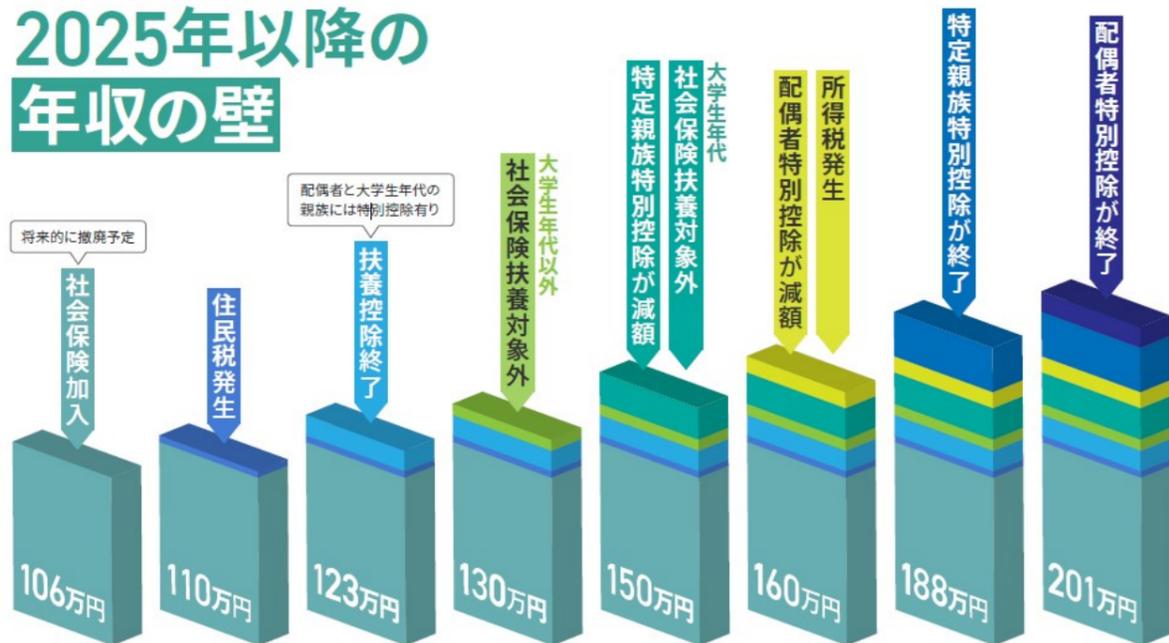
2025年(令和7年)の税制・社会保険制度改正は、家計に大きな影響を及ぼす重要な変更を含んでいます。今一度、確認し、整理してみましょう!

### 年収の壁の主な改正点

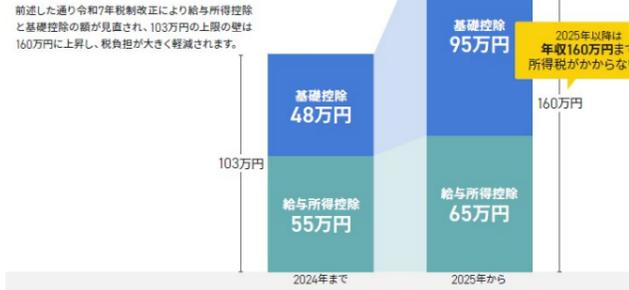
2024年12月20日に「令和7年度税制改正大綱」が公表され、2025年3月4日に2025年度予算案および税制関連法案の修正案が衆議院で可決されました。今回の改正では、特に「年収の壁」に関する見直しが行われています。

	労働者本人への影響	労働者の配偶者・世帯への影響
住民税	住民税が発生する年収額が <b>100万円から110万円に引き上げ</b>	
所得税	本人に所得税がかかる年収額が <b>103万円から160万円に引き上げ</b>	配偶者控除、扶養控除の対象となる年収額が <b>103万円から123万円に引き上げ</b> 大学生年代の親族を扶養する納税者について、 <b>新たに特定親族特別控除を新設</b>
社会保険	一定の企業に設けられている <b>106万円(月額8万8千円)の壁は将来的に撤廃予定</b>	大学生年代の被扶養者の対象となる年収額を <b>130万円から150万円とする予定</b>

### 2025年以降の 年収の壁



### 103万円の壁は 160万円の壁に

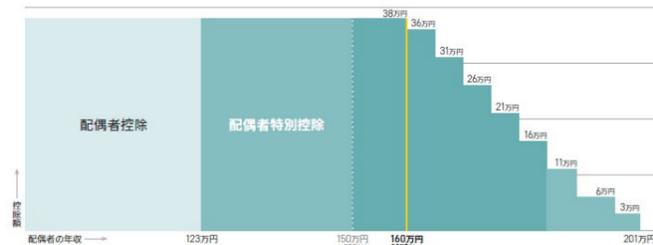


### 住民税の100万円の壁は 110万円の壁に



#### 配偶者控除・ 配偶者特別控除はこう変わる!

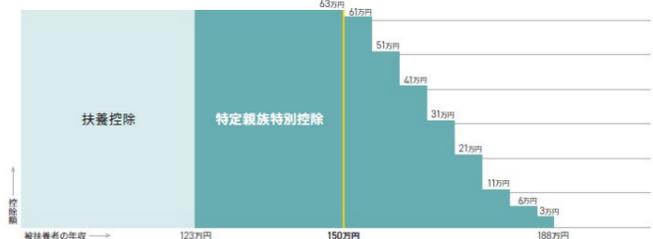
配偶者控除の所得要件が103万円から123万円に引き上げられたため、配偶者控除に該当する年収ラインが変更されました。控除終了となる年収は201万円のまま変更はありませんが、満額の38万円の控除を受けられる年収は150万円から160万円に引き上げられています。



給与所得控除の金額が引き上げられたため、配偶者控除、配偶者特別控除の所得・年収の要件が一部変更になりました。配偶者控除に該当するか否かの年収要件が103万円から123万円に引き上げられ、また、配偶者特別控除の満額控除(38万円)を受けられる上限が年収160万円に引き上げられました。

#### 19歳以上23歳未満の 扶養控除・特定親族特別控除

2024年までは年収103万円を超えた場合、扶養から外れてしまい税制優遇は受けられませんでした。2025年以降は扶養の基準が123万円に引き上げられたことに加え、特定親族特別控除が新設されたため150万円までは満額の63万円の控除を受けられます。



扶養控除の基準が103万円から123万円に引き上げられただけでなく、19歳以上23歳未満の大学生年代の親族がいる場合は、150万円までは63万円の控除を受けることができます。

### パートタイマー・アルバイト労働者の 年収の壁

年収	労働者本人への影響			労働者の配偶者・世帯への影響	
	住民税	所得税	社会保険料	配偶者特別控除	特定親族特別控除
106万円			企業規模によって 社会保険料が発生		
110万円	住民税発生				
123万円				配偶者控除・扶養控除の適用終了	
130万円			社会保険料が発生 (大学生年代を除く)	配偶者特別控除が適用開始	特定親族特別控除が適用開始
150万円			社会保険料が発生 (大学生年代)		減額開始
160万円		所得税発生		減額開始	
188万円					対象外
201万円				対象外	

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102

FAX: 082-293-8104

E-mail: info@jinji-fuku.jp

URL: http://www.jinji.fuku.jp

